

12.18 再チャレ民事訴訟法

設問3以下未履修

【設問4 1】

1 終局判決が確定すると、当事者はその内容たる判断に拘束され、同一事項についてこれと異なる主張をすることはできなくなる。同様に、裁判所も同一事項についてこれと矛盾する判断をすることはできなくなる。そして既判力は判決主文中の判断である訴訟物たる権利関係の存否について生じる（114条1項）

2 本件において、前訴の訴訟物は本件契約に基づく売買代金200万円の支払請求権であり、後訴は売買代金支払い請求権の不存在である。訴訟物は実体上両立し得ない関係にある。また、Yが主張する通謀虚偽表示の無効の事実、基準時である前訴の口頭弁論終結時前にある事実であり、前訴判決主文の事実と抵触することになる。

3 よって、裁判所は請求棄却判決をするべきである。

【設問4 2】

1 Yが主張する「前訴判決確定後、当該売買代金債務の全額を弁済した」との事実、基準時である前訴の口頭弁論終結時よりも後の事実によるものであり、前訴判決主文の事実と抵触するものではない。

よって、裁判所はYの主張が認められる場合には請求認容判決、認められない場合には、請求棄却判決をするべきである。

【設問1】

- ・Xは無条件に建物を明け渡せ
- ・裁判所は債権の弁済と引換えに家屋の引き渡しを命ずる
- ・Yは留置権の抗弁を主張していない

【設問2】

訴訟物：所有権に基づく甲土地の明渡請求権

Xの請求（現にXが甲土地を所有していること）

請求原因事実と両立して抗弁

請求原因事実と

権利自白（権利に対する事実の自白）

普通の自白はただの自白

- ・相手方の主張と相反するので否認

【設問3】

訴訟物：売買に基づく売買代金支払いに基づく請求権

請求原因事実：売買の成立○⇔弁済した抗弁→Y

コメントの追加 [法11]: 問題提起は？

1に記載のことが問題になるのはなぜか？をしっかりと書くこと。

コメントの追加 [法12]: これを欠いた理由は？

2020 年度期末過去問（民事訴訟法）

I

問い

1 留置権の抗弁が認められるときは、裁判所は引換給付判決をすることができる。

よって、裁判所は、当該留置権によって担保される債権の弁済を受けることと引き換えに家屋の引渡しを命じることができる。

コメントの追加 [法t1]: 一応判例があるので問題の所在を確認すること

2 X が 1000 万円について債務不存在の確認を求めたところ、裁判所は 100 万円の債務が存在すると認めた。この裁判所の心証は X の請求を一部認容するものであると言える。

よって、裁判所が 100 万円の債務の不存在を確認し、その余の請求を棄却することは、処分権主義に反しない。

コメントの追加 [法t2]: 理由が不十分です

II

問い

1 弁論主義とは・・・をいい、裁判所は、当事者が主張しない事実を裁判の基礎とすることができない（弁論主義の第一テーゼ）。弁論主義の第一テーゼが適用されるのは権利の発生・消滅・変更を基礎づける主要事実に限られる。なぜなら、主要事実以外に弁論主義が適用されると裁判官の自由心証を害するからである。

本問において、主要事実とは、X が甲土地を所有していることと Y が甲土地を占有していることである。

裁判所が認めた「C が A から甲土地を買った」という事実は主要事実にあたらない。

よって、裁判所の判決は弁論主義に反しない。

2 裁判所は「X が Y に土地を売った」という事実を認定している。これは、X の甲土地所有権を消滅させることを根拠づける事実である。よって、この事実には弁論主義の適用がある。

「X が Y に土地を売った」という事実は Y から主張されていない。裁判所が当事者の主張がないのに主要事実を認定することは当事者主義に反する。

よって、この判決は弁論主義に違反する。

III

授業でまだ扱ってないため、答案を作成しません

IV

問い

1 既判力は、口頭弁論終結時を基準に主文及び相殺の抗弁についてのみ理由中の判断に及ぶ条文を指摘すること。本問においては、口頭弁論終結時に X が Y に対して売買代金債権 200 万円を有することについて既判力が及ぶ。⇒なぜ？

ここで、Y は本件契約は虚偽表示により無効であると主張している。契約の瑕疵は契約当初から存在す

るものであり、前訴の口頭弁論終結以前に生じたものである。

よって、Yの主張は前訴の既判力と抵触するため、裁判所は請求棄却判決をすることになる。

2 上記1のとおり既判力は口頭弁論終結時を基準に生じる。Y の主張する「前訴判決確定後、当該売買代金債務の全額を弁済した」という主張は、前訴の口頭弁論終結後に生じた事由である。よって、Yの主張は前訴の既判力と抵触しない。

したがって、裁判所はYの主張が認められる場合は、当該売買代金債務が不存在であることを確認する判決を出すべきである。

以上

民事訴訟法

〔問 1〕

第 1 後訴において、Y は、「本件契約は、通謀虚偽表示により無効である」と主張した。裁判所はどのような判決をするべきか。

1 前訴において、X は、甲を代金 200 万円で Y に売却する合意をし、売買代金の支払を求める訴えを提起している。~~このことから、前訴の訴訟物は、X の Y に対する売買契約に基づく代金支払請求権（民法 555 条）であるといえる。Y は、当該売買代金債務の不存在の確認を求める訴え（後訴）を提起している。このことから、後訴の訴訟物も、X の Y に対する売買契約に基づく売買代金債権であるといえる。~~

4 前訴と後訴の訴訟物は同一であることから、Y の「本件契約は、通謀虚偽表示により無効である」という主張が、前訴の既判力に触れるかが問題となる。

2 前訴において、X が勝訴している。そこで、前訴の既判力の内容が問題となる（民訴法 114 条 1 項）。

確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する（114 条 1 項）。主文に包含するものは、請求の趣旨、すなわち、訴訟物に対応するといえる。また、既判力の基準時は、口頭弁論終結時である（民執 35 条 2 項参照）。そうすると、前訴口頭弁論終結時における X の Y に対する売買契約に基づく代金支払請求権の存在について、既判力が生じたといえる。

3 ~~「一方、Y は、当該売買代金債務の不存在の確認を求める訴え（後訴）を提起している。このことから、後訴の訴訟物も、X の Y に対する売買契約に基づく売買代金債権であるといえる。」~~

4 ~~前訴と後訴の訴訟物は同一であることから、Y の「本件契約は、通謀虚偽表示により無効である」という主張が、前訴の既判力に触れるかが問題となる。~~

この点について、X は、前訴において、本件契約の通謀虚偽表示による無効を主張する機会があったのであるし、通謀虚偽表示の有無に関する紛争を後訴に持ち越すことは紛争解決の実行確保の観点から妥当ではない。

したがって、Y の「本件契約は、通謀虚偽表示により無効である」という主張は前訴の既判力に触れる。

5 そうすると、上記主張は、前訴既判力に触れるため、Y は後訴においてこの主張をすることは許されず、控訴裁判所がこの主張を取り上げることも許されない（既判力の消極的作用）。

6 以上より、裁判所は、請求棄却判決をするべきである。

〔問 2〕

第 1 後訴において、Y は、「前訴確定判決後、当該売買代金債務の全額を弁済した」と主張した。裁判所はどのような判決をするべきか。

1 〔問 1〕と同様に、前訴と後訴の訴訟物が同一となるため、上記主張が前訴既判力に触れるかが問題となる。

この点について、前訴口頭弁論終結時の X の Y に対する売買契約に基づく代金支払請求権が存在することについて既判力が生じているところ、Y の主張は、前訴確定判決後の当該債務の弁済の主張はであるから、既判力の基準時以降の事情といえ、これを主張しても既判力に触れない。

2 したがって、裁判所は、かかる主張を審理し、立証されれば、請求認容判決をするべきである。

以上

コメントの追加 [法11]: そこで、の前と繋がっていないです。
なぜ問題となるのか、端的に指摘すること。

コメントの追加 [法12]: 接続詞の使い方を直しましょう。

II

問 1

- 1 裁判所が A から甲土地を買ったのは C であることを認定して、A の請求を棄却する判決は、弁論主義第 1 テーゼに違反しないか。
- 2 弁論主義第 1 テーゼは、裁判所は当事者の主張しない事実を判決の基礎として採用してはならないとしている。
またこれは主要事実には適用されない。主要事実とは実体法上の権利の発生・変更・消滅等の要件事実に該当する具体的事実のことである。本訴訟での主要事実、X が A から 1000 万円で甲土地を買い受けたことである。
- 3 Y は X の主張を受け、A が甲土地を所有していた事実は認め、A から甲土地を買ったのは X ではなく B であると主張している。この主張は X の主張を積極否認していると認められる。
- 4 したがって、裁判所の A から甲土地を買ったのは C であると認定したことは、当事者が明示的に主張していなくても、黙示的に Y が主張していることを元に判断したと言える。
- 5 よって、裁判所の判断は、弁論主義に違反しない。

問 2

- 1 裁判所の判決は弁論主義第 1 テーゼに違反しないか。
- 2 弁論主義第 1 テーゼの定義は上記の通りである。また、本件の主要事実も上記と同じである。
- 3 X が A から甲土地を購入した後に第三者に売却したという事実は X の主張に両立する事実であってかつ、Y に証明責任を負う事実であるから、抗弁にあたる。抗弁事実は、権利消滅事実または、権利障害事実であり、主要事実であると言える。本件で裁判所は主要事実にあたる事実を当事者の主張なしで認定しようとしているため、弁論主義第 1 テーゼ違反である。
- 4 よって、裁判所の判断は、弁論主義に違反する。

IV

問 1

- 1 後訴において裁判所はどのような判断をすべきか。
- 2 既判力とは、確定判決の判決主文の判断に与えられる後訴に対する拘束力のことであり、そして裁判所の審理の弾力性の確保と、当事者の争点処分の事由の確保のため、既判力は判決主文に生じる（民訴法 114 条 1 項）。したがって、既判力が作用するのは、①前訴と後訴の訴訟力が同一である場合、②後訴の訴訟物が前訴の訴訟物と先決関係にある場合、③後訴の訴訟物が前訴の訴訟物と矛盾関係にある場合である。
(1) 前訴の訴訟物は、甲の代金 200 万円の売買代金請求権である。後訴の訴訟物も甲の代金 200 万円の売買代金請求権であるため、両訴訟の訴訟物は同一である（①充足）。

(2) よって、前訴の既判力は後訴にも及ぶ。

3 (1) もっとも既判力に触れていても訴え自体は適法であり、裁判所は確定判決の基準時の判断内容に拘束されるため、既判力が生じた後に生じ、前訴と矛盾していない新たな事由は本案判決をすることができる（民執法 35 条 2 項）

(2) Y の「本件契約は、通謀虚偽表示により無効である」との主張は前訴でも主張できた内容であり、前訴の確定判決後に新たに生じた事実でもないため、既判力により遮断される。

4 よって、裁判所は請求棄却判決をすべきである。

問 2

1 後訴において裁判所はどのような判断をすべきか。

2 既判力については上記の通りであり、本件でも前訴の既判力が後訴にも及ぶ。

3 民執法 35 条 2 項は既判力が生じた後に生じ、前訴と矛盾しない新たな事由に関しては既判力が及ばないとする。

Y は「前訴判決確定後、当該売買代金債務を全額弁済した」と前訴後に生じた事実を主張しており、この事実は前訴の既判力の判断に抵触しない。

4 よって、裁判所は Y の主張を審理し、それが立証できれば、請求認容判決をすべきである。

以上

再チャレ 2024 年 12 月 18 日

民事訴訟法 令和 2 年

I

[問 1]

X の Y に対する所有権に基づく甲の明渡し請求について。
Y としては、X に対して、留置権を主張することで履行を担保されている債権を有している。
留置権の抗弁が認められるのであれば、引き換え給付判決をすることができる。
処分権主義の目的と趣旨から、原告 X としては、甲の明渡し求めて提訴しているのだから、
請求棄却判決よりも、引き換え給付判決のほうが有利であり、一方で、被告 Y も、債務弁済後の後訴を回避できるから、処分権主義に反するものではない。
↑ ????

[問 2]

X の Y に対する債務の全額の不存在確認請求について。
原告は、債務全額 1000 万円の不存在確認を請求している。裁判所は、債務のうち一部の 100 万円の債務が存在することを認めている。
裁判所は当事者が申し立てていない事項について判決することができないところ (246 条)、
申し立て事項を設定した原告の意思を尊重し、申し立て事項を防御の最終目標とした被告
に対する不意打ちを防止する点に 246 条の機能がある。
そうだとすれば、246 条違反かどうかは、当該判決が、原告の意思に合致しているか、被告
への不意打ちにならないかで判断すべきである。
被告からすれば、1000 万円の債権が不存在であることを訴えられているところ、100 万円
の債権があることは認めているのだから、それは、不意打ちではない。
原告からすれば、1000 万円のうち、100 万円を超える債務の不存在を確認しているのであ
り、原告の意思に合致している。
よって、1000 万円のうち 100 万円を超える債務の不存在を確認し、その余の 請求を棄却
することができる。

II

[問 1] 弁論主義とは何か、弁論主義が適用される事実とは何か、本門では弁論主義が当てはまるのか？等書く必要がありました。

本件では、X は、Y に対し、所有権に基づく甲土地明け渡し請求をしている。
ゆえに、X は、自身に所有権があることを証明する必要がある。
Y が甲土地の所有権が、A から B への移転があったという主張があったが、それとは異なる
A から C への移転があったことを認めても、X の所有権があることについては関係なく、
弁論主義違反ではないので、棄却しても構わない。

コメントの追加 [法11]: 処分権主義の定義を書きましよう。

再チャレ 2024 年 12 月 18 日

[問 2]

本件では裁判所は、甲土地の所有権が A から X、その後 X から C という事実を認定している。
これは、C の抗弁であるべき主張なので、弁論主義に反し、違反である。
????????????????

III

[問 1]

本件契約の成立については、証明責任は、X が負う。

[問 2]

代金弁済 200 万円の弁済の事実については、Y が負う。

[問 3]

証明責任は審理の途中で移転しない。
ただし、証明責任を負わない当事者も、反証をすることができるし、反証をしないと負ける
ことも起こりうる。

IV (講評そのまま)

[問 1]

Y が提起した後訴は、前訴と同じ訴訟物、売買代金支払請求権が不存在であることの確認
を求めている。

その理由として、通謀虚偽表示による売買契約の無効が主張されているが、この事実は、
いわゆる基準時に存在した事実であり、前訴確定判決の主文で示された判断と抵触する
ことになるため、既判力が作用する。

その結果は、後訴裁判所は、これを審理することができず、請求権棄却判決をすること
になる。

[問 2]

Y が後訴によって求めていることは、「売買代金支払請求権＝訴訟物が現段階では存在しな
いこと」の確認である。

その理由として、「前訴判決の確定後に弁済した」という事実が主張されているが、この事
実は、基準時に訴訟物が存在するという主文に示された判断に抵触しない。

よって、後訴裁判所は、Y のそのような主張を審理し、それが立証されれば、請求認容判
決をすることになる。

再チャレ 2024 年 12 月 18 日

以上